

## 【募集要領】

### 「(仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン〔原案〕」に関するパブリックコメント(市民意見の提出制度)の実施について

「(仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン」は、障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、社会環境の変化や取り組み状況等を踏まえながら、障害のある人に関する施策の推進や必要なサービス量の確保の方策を示すために策定するものです。

今般、これまで個別に策定していた帯広市障害者計画・帯広市障害福祉計画・帯広市障害児福祉計画を1つの計画に統合しています。

つきましては、本件に関し、次のとおりパブリックコメントを実施しますので、市民の皆さんのご意見、ご提言をお寄せください。

#### 1. 意見募集案件名

(仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン(原案)

#### 2. 資料の名称・入手方法

| 資料の名称                             | 入手方法    |    |    |
|-----------------------------------|---------|----|----|
|                                   | 市ホームページ | 閲覧 | 配布 |
| (仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン〔原案〕 本文      | ○       | ○  | ○  |
| (仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン〔原案〕 概要版     | ○       | ○  | ○  |
| (仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン【わかりやすい版】(案) | ○       | ○  | ○  |

### 3. 資料の閲覧・配布場所

| 施設名                        | 所在                         | 閲覧時間                       | 休館日                         | 連絡先              |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------|
| 市庁舎3階<br>広報広聴課             | 西5南7                       | 8:45～17:30                 | 土曜・日曜・祝日・年末年始               | 広報広聴課<br>65-4109 |
| 市庁舎5階<br>情報室               | 西5南7                       | 8:45～17:30                 | 土曜・日曜・祝日・年末年始               | 総務課<br>65-4101   |
| 市庁舎1階<br>障害福祉課             | 西5南7                       | 8:45～17:30                 | 土曜・日曜・祝日・年末年始               | 障害福祉課<br>65-4148 |
| 川西支所                       | 川西町西2                      | 8:45～17:30                 | 土曜・日曜・祝日・年末年始               | 59-2011          |
| 大正支所                       | 大正本町                       | 8:45～17:30                 | 土曜・日曜・祝日・年末年始               | 64-5341          |
| 鉄南コミセン                     | 西2南24                      | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 25-2295          |
| 東コミセン                      | 東7南9                       | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 24-5750          |
| 緑西コミセン                     | 西17南4                      | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 33-0625          |
| 啓北コミセン                     | 西13北2                      | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 33-0623          |
| 西帯広コミセン                    | 西23南2                      | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 37-3885          |
| 南コミセン                      | 西10南34                     | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 47-0433          |
| 帯広の森コミセン                   | 空港南町南11                    | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 47-3974          |
| 森の里コミセン                    | 西22南4                      | 9:00～22:00                 | 火曜・年末年始                     | 36-3270          |
| 図書館                        | 西2南14                      | 10:00～20:00<br>(土日祝～18:00) | 月曜日(月曜祝日のときは翌日)・<br>月末・年末年始 | 22-4700          |
| 市民活動交流センター                 | 西4南9<br>(北海道新聞社<br>帯広ビル1F) | 10:00～19:00                | 年末年始                        | 20-3004          |
| 障害者生活支援センター<br>(保健福祉センター内) | 東8南13                      | 8:45～21:00<br>(土～17:00)    | 日曜・祝日・年末年始                  | 25-9701          |
| 市民活動プラザ六中                  | 東11南8                      | 9:00～17:00                 | 日曜・祝日・年末年始                  | 24-7598          |
| 帯広市グリーンプラザ                 | 公園東町3                      | 9:00～22:00                 | 年末年始                        | 27-2325          |

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。(https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

### 4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

### 5. 意見等の提出先

帯広市市民福祉部福祉支援室障害福祉課(市庁舎1階)まで  
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
ファクス番号 : 0155-23-0163  
メールアドレス : [handicap@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:handicap@city.obihiro.hokkaido.jp)

### 6. 意見の募集期間

令和5年11月27日(月)～令和5年12月26日(火)  
※持参の場合は平日8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)  
※受付終了は、最終日の17時30分必着

### 7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。